



富労基発 0819 第3号
令和6年8月19日

建設業労働災害防止協会富山県支部
支 部 長 竹 内 茂 殿

富山労働局労働基準部長



令和6年能登半島地震の復旧・復興工事における 労働災害防止対策の徹底について（要請）

平素より、労働基準行政の推進に御理解と御協力を賜り厚く御礼を申し上げます。

さて、令和6年1月1日に発生した能登半島地震は、石川県能登地域を中心に甚大な被害を発生させ、近隣にも多くの被害をもたらしました。

被害の大きい石川県能登地域では、地震からの復旧・復興に向け、同年8月以降、損壊家屋等の解体工事が本格化することから、当該工事に従事する労働者等について、業務上疾病対策を含めた労働災害防止対策の徹底が重要となります。

当該工事の施工に当たっては、石川県内の事業者に加えて、近隣県の事業者、労働者等が作業に従事すると見込まれることから、富山県内の事業者に対しても、広く労働災害防止対策の徹底を呼び掛ける必要があります。

つきましては、貴団体の会員の皆様に対して、下記の事項について周知いただき、復旧・復興工事における労働災害防止に努めていただきますようお願い申し上げます。

記

- 1 地震等により被災した建物等のがれき処理を行う際には、釘等による踏み抜きや物の落下など、多くの危険性が伴うことから、別添のリーフレット「がれきの処理作業を行う際の注意事項」を参考に作業を行ってください。
- 2 建築物の解体工事に当たっては、解体・改修作業に従事する労働者等に対する石綿ばく露を防止するため、作業時の石綿等の湿潤化（散水等）、呼吸用保護具・保護衣等の使用、労働者への特別教育、石綿作業主任者の選任など、必要な措置を講じてください。
- 3 上記1、2のほか、従来から取り組んでいる労働災害防止対策の徹底を図ってください。